

# 地方再犯防止推進計画

市民活動振興室

## 1 法的根拠

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、高齢で身寄りがいない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。そのような者の再犯を防止するために、継続的に社会復帰を支援することが必要だと考えられております。

平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）を勘案して、地方計画を定めるよう努めるものとされています。

## 2 地域福祉計画に包含する理由

生活困窮を理由に再犯をする者が多く、再犯を防止するためには、就労支援や住居の確保などの「福祉的要素」が重要となっていることから、多くの市町村が実施しているように、地域福祉計画に包含する方法で対応したいと考えています。

## 3 その他

地域住民の方に犯罪者の情報提供や見守りをお願いするものではなく、現在実施している更生保護三団体（保護司会、更生保護女性会、BBS会）と行政等の公的機関との連携による再犯防止を想定しております。